

中央区男女共同参画に関するアンケート調査

調査概要

1 調査の目的

この調査は、区民の男女共同参画に関する意識・実態や区の施策に対する要望等を総合的に把握し、「中央区男女共同参画行動計画 2018」の改定に反映させるための基礎資料として活用することを目的に実施する。

また、満 18 歳以上を対象とする上記の区民調査とは別に、増加する若年層の意識・実態を把握し施策に反映するため、中学生・高校生世代の区民を対象とした調査を実施する。

2 調査の概要

(1) 区民調査

- ① 調査対象 中央区に居住する満 18 歳以上の区民
- ② 対象者数 2,000 人
- ③ 抽出方法 無作為抽出、年齢層別、男女別
- ④ 調査方法 郵送配布一郵送回収法（礼状を兼ねた督促ハガキ 1 回送付）
- ⑤ 調査期間 令和3年9月

(2) 若年層の区民への調査

- ① 調査対象 中央区に居住する 2003 年 4 月 2 日から 2009 年 4 月 1 日までに生まれた方（中学生・高校生世代の区民）
- ② 対象者数 約 500 人
- ③ 抽出方法 無作為抽出、年齢層別、男女別
- ④ 調査方法 はがきで協力依頼を送付、WEB 回答
- ⑤ 調査期間 令和3年 10 月

3 調査項目

<凡例>

- : 前回調査と同様の調査項目
- : 前回調査を一部修正した調査項目
- : 今回調査で新規に設定する調査項目

(1) 区民調査

大項目	調査項目(案)
男女平等意識	問1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について
	問2 各分野における男女の地位の平等感
	問3 重要な企画や方針決定の際に女性の参画が少ない理由
	問4 言葉の認知度
家庭生活や地域活動	問5 配偶者の有無
	問5-1 働き手(共働き)の状況
	問6 主に家事・育児・介護を担っている人
	問7 家事・育児・介護に携わる 1 日当たりの時間
	問8 現在、介護をおこなっているか
	問8-1 介護の負担感
	問9 男性が家事・育児・介護に参加するために必要なこと
	問 10 地域活動への参加状況・参加意向
	問 10-1 地域活動に参加していない理由
	子育て、教育
問 12 学校教育の中で行われるとよいと思うこと	
問 13 子育てをしやすいようにするために区が進めるべき施策	
働き方	問 14 現在の職業
	問 14-1 職場における仕事と子育て・介護の両立に対する配慮があると思うか
	問 14-2 働いていない理由
	問 14-3 就労の意向
働き方、仕事と生活の調和	問 15 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の望ましい姿
	問 16 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の現在の状況
	問 17 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進するために必要なこと
健康、人権	問 18 健康に関して欲しい情報
	問 19 配偶者暴力防止法の認知度
	問 20 配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験の有無
	問 20-1 受けた暴力についての相談先
	問 20-2 誰にも相談しなかった理由
	問 21 ドメスティック・バイオレンス(DV)について見聞きしたことがあるか
	問 22 配偶者や恋人などの間で起きる暴力を防止するために必要だと思うこと
性的少数者LGBT等	問 23 性的少数者(セクシュアルマイノリティ、LGBT 等)にとって暮らしやすい社会かどうか
	問 24 性的少数者(セクシュアルマイノリティ、LGBT 等)が暮らしやすい社会づくりのための取組として必要だと思うこと
防災	問 25 地域の防災対策において重要なこと
	問 26 防災拠点(避難所)の運営において男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があること
女性の活躍推進	問 27 女性が働くことに対する考え
	問 28 女性が出産・育児・介護により離職せず同じ職場で働き続けるために必要なこと
	問 29 女性が再就職や起業にチャレンジする際に必要だと思うこと
男女共同参画の取組について	問 30 女性センター「ブーケ 21」の認知度
	問 31 女性センター「ブーケ 21」事業の認知度と利用意向
	問 31-1 女性センター「ブーケ 21」で利用してみたい、あったら良いと思う事業
	問 32 男女共同参画を進めるために区が力を入れるべきこと
	問 33 男女共同参画について日頃感じていること、区の施策について望むこと(自由回答)
回答者のプロフィール	F1 性別
	F2 年齢
	F3 居住地域
	F4 居住歴
	F5 一緒に暮らしている人

ア 前回調査から追加する質問 (黄色の質問)

① 問 18:健康に関して欲しい情報

・前回調査では、自身の健康の不安や悩みについて聞いていますが、不安や悩みに思っていることがなくても、欲しい情報がある場合が考えられ、そのニーズを把握するために追加します。

〈回答より〉

・性別や年代別でどういった情報が欲しいのかが明らかになることで、対象が欲している情報の提供や、啓発が可能になります。

② 問 21:ドメスティック・バイオレンス(DV)について見聞きしたことがあるか

・区民のどの年代や性別の人がドメスティック・バイオレンス(DV)を見聞きしたことがあるのか把握するために追加します。

〈回答より〉

・見聞きしたことがある性別や年代を把握することで、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害を相談された場合の対応や、身近に当事者がいた場合の相談先や対処の方法について、的確に啓発することが可能になります。

③ 問 23:性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)が暮らしにくさを感じるとしたら何があると思うか

・多様性を認め合う社会の実現に向けて、性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)が暮らしにくいと思う点について、区民がどのような認識をしているかを把握する必要があると考えるため追加をします。

〈回答より〉

・性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)が暮らしにくいと感じる点があれば、その事象を解決するための施策への反映が考えられます。

・性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)が一般的に暮らしにくいと言われている事象について、区民が暮らしにくいと認知していなかった場合、その事象について啓発をするなど施策への反映が考えられます。

④ 問 24:性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)が暮らしやすい社会づくりのための取組として必要だと思うこと

・中央区にて性的少数者(セクシュアルマイリティ、LGBT 等)への新たな施策を実施する際に、適切かつ有効な施策を実施できるよう区民が感じる取組の必要性を把握する必要があると考えるため追加します。

〈回答より〉

・「同性パートナーシップ証明制度」など、制度を設ける際の根拠ともなります。また、優先的に実施すべき施策を把握することが可能だと考えます。

⑤ 問 31-1:女性センター「ブーケ 21」で利用してみたい、あったら良いと思う事業

・前回調査では、利用してみたい事業を「その他」の選択肢に記述してもらった形でしたが、認知度と利用意向をマトリックスとして聞くため、付問として利用してみたい、あったら良いと思う事業を聞きます。

・問 30 の選択肢にはない利用してみたい、あったら良いと思う事業を聞くことで、今後のセンターの新規事業とするなど、運営に反映することが考えられます。

イ 前回調査から修正する質問（ の項目）

- ① 問4: 言葉の認知度
 - ・前回調査では、「男女共同参画」の認知度のみを聞いていましたが、男女共同参画に関わるその他の言葉の認知度についても質問します。
- ② 問6: 主に家事・育児・介護を担っている人
 - ・マトリックス内の項目を統合、整理することで回答者の負担を軽減します。
- ③ 問 12: 学校教育の中で行われるとよいと思うこと
 - ・新たに選択肢「年代に応じた性教育」を追加し、更なる健康教育の必要性を質問します。
 - ・前回調査では、選択肢1・2で「男女」という表現をしていましたが、「性別の区別なく」と変更します。
- ④ 問 13: 子育てをしやすくするために区が進めるべき施策
 - ・ひとり親家庭への言及のため、「子ども食堂への支援等、ひとり親家庭への支援の拡充」を追加します。
- ⑤ 問 14: 職業
 - ・時代の潮流に合わせて「個人事業主」を自営業の内訳に追加します。
 - ・前回調査では、「在宅ワーク」が選択肢としてありましたが、職業ではないため削除します。
- ⑥ 問 14-2: 働いていない理由
 - ・働いていない理由について、選択肢に「新型コロナウイルス感染症の影響による事業廃止や解雇」、「影響にはよらない事業廃止や解雇」を追加します。
- ⑦ 問 20: 配偶者・交際相手などから暴力を受けた経験の有無
 - ・暴力の種類を「身体的」「社会的」「経済的」「性的」「精神的」と分類し、どの形態による暴力が実態として起きているかを把握します。
 - ・暴力、DV は、男性から女性への加害が多いことは事実ですが、女性から男性、そして同性間でも発生しているため、これらを認識してもらう記述にします。
- ⑧ 問 22: 配偶者や恋人などの間で起きる暴力を防止するために必要だと思うこと
 - ・前回調査では、「男女間で起きる」という質問文でしたが、同性間の暴力も考えられるため、「男女」の表現を削除します。
- ⑨ 問 26: 防災拠点(避難所)の運営において男女共同参画の視点に配慮して取り組む必要があること
 - ・前回調査、選択肢7「男女が協力して行う防災拠点(避難所)の運営」をより具体的な表現に変更します。
- ⑩ 問 31: 女性センター「ブーケ 21」事業の認知度と利用意向
 - ・前回調査では、「認知度」と「利用意向」を別々の質問にしていたのですが、負担軽減のため問を統一します。
- ⑪ 問 32: 男女共同参画を進めるために区が力を入れるべきこと
 - ・選択肢 14「地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材、グループ・団体の育成」をより具体的な表現に変更します。
- ⑫ 基本属性
 - ・前回までは、調査の冒頭で聞いていましたが、回答者の抵抗を軽減するため最後に移動をします。
- ⑬ F1: 性別
 - ・新たに選択肢「その他」を加え、性的少数者(セクシュアルマイノリティ、LGBT 等)の方にも配慮します。
- ⑭ F2: 年齢
 - ・国や都が実施する各種調査と比較するためにも、対象を「満 18 歳」以上とします。
- ⑮ F4: 居住歴
 - ・前回調査選択肢7、「生まれてからずっと」という選択肢は、他の選択肢との重なりがあるため削除します。
- ⑯ F5: 一緒に暮らしている人
 - ・「交際相手」を追加し、多様化する暮らし方に対応をします。

※この他、質問文や選択肢において、軽微な修正をしています。

ウ 前回調査から削除する質問

- ① 前回調査問 17 心身の健康について不安や悩みに思っていること
・(ア 前回調査から追加する質問 問 18 にて記述)
- ② 前回調査問 21: いざというときに備えて日頃から取り組んでいること
・地域防災への女性の参画や、女性の視点を取り入れた防災対策は必要ですが、個人がどのような備えをしていて、不足している備えを促すためのデータとするために質問するのは、優先度が低いと考えます。
- ③ 前回調査問 27: 女性のリーダーが増えることによる影響
・女性が増えた際の影響を聞いても、その結果を施策に反映することが難しいと考えます。

(2) 若年層の区民への調査

大項目	調査項目(案)	ねらい
回答者のプロフィール	問1 性別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各設問の分析軸にする。 ・ 性別・学年は全問クロス。 ・ 両親の働き方については問5～7などをクロスする。
	問2 学年	
	問3 両親の働き方	
結婚、性別役割分担に対する考え方	問4 結婚への希望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若年層の将来の希望、男女別等で家での手伝いに差があるか分析し、意識開発、教育の方向性を検討します。また、ヤングケアラーの実態も把握します。 ・ 問6は区民調査の比較することによって、若年層の考え方を把握する。
	問5 最近した家での手伝い	
	問6 固定的性別役割分担に対する考え方	
デートDV	問7 デートDVの言葉の認知度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」で中学校・高校で啓発・教育が必要[*]とされたデートDVに対する認知度・意識を把握して、若年層への意識啓発の方向性を検討する。
	問8 デートDVに対する認識	
悩み	問9 悩みを話す方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の悩みを話す方法、気軽に話せる相手を把握し、若年層に対する情報提供、相談のあり方を検討する。 ・ 悩んでいる人の実態を把握し、支援策等を検討する。
	問10 相談したいことや聞いてほしいことがあったときに気軽に話せる相手	
	問11 性(性的指向)や心の性(性自認)について悩んだことの有無	

※令和2年6月11日の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定されました。その中では「子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。」とされており、特に中学校・高校では、「いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先」について啓発・教育することが求められています。それを受けて、文部科学省では、生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しています。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」

[令和2年度から4年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対応を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の 特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対応

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の確実な実行

1

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- 子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進。性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、学校教育がより大きな役割を果たしていくことが必要。
- ㊸ 生命の尊さを学び生命を大切に教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進。加えて、以下の取組を推進。
 - 幼児期・低学年 「水着で隠れる部分」は、他人に見せない、触らせない、もし触られたら大人に言う、他人に触らないことの指導
 - 高学年・中学校 SNS等で知り合った人に会うことなどの危険や被害に遭った場合の対応
 - 中学校・高校 いわゆる「デートDV」、性被害に遭った場合の相談先
 - 高校・大学 レイプドラッグ、酩酊状態に乗じた性的行為、セクハラ等の問題や、被害に遭った場合の対応、相談窓口の周知
 - 障害のある児童生徒等について、個々の障害の特性や程度等を踏まえた適切な指導の実施
- ㊹ 工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、手引書等を関係府省で早急に作成・改訂。文部科学省から教育委員会や高等教育機関等への周知。地域の実情に応じた段階的な教育の現場への取り入れ。教職員を含む関係者への研修の実施。
- ㊺ 学校等で相談を受ける体制の強化。相談を受けた場合の教職員の対応についての研修の充実。
- ㊻ 大学等におけるセクハラや性暴力被害の相談窓口の整備や周知、担当者への研修の促進

5

出典：内閣府男女共同参画局HP「性犯罪・性暴力対策の強化の方針 概要」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/measures.html